

循環器疾患について

日本高血圧学会の血圧の分類 (2000年)

	収縮期圧 (mmHg)		拡張期圧 (mmHg)
至適血圧	<120	かつ	<80
正常血圧	<130	かつ	<85
正常高値血圧	130~139	または	85~89
軽症高血圧	140~159	または	90~99
中等症高血圧	160~179	または	100~109
重症高血圧	≥ 180	または	≥ 110
収縮期高血圧	≥ 140	かつ	<90

循環器疾患判定の目安

○血圧の分類（2000年 日本高血圧学会）（表1）

区分	至適血圧	正常血圧	正常高値	軽症 高血圧	中等度 高血圧	重症 高血圧
最高血圧 (mmHg)	<120	<130	130 ~139	140 ~159	160 ~179	≥180
最低血圧 (mmHg)	<80	<85	85 ~89	90 ~99	100 ~109	≥110

- ※ 「中等度高血圧」および「重症高血圧」は、「要医療」とする。
- ※ 「軽症高血圧」を「要指導」とし、厳格な指導が望まれる。指導により検査値の改善がみられない場合には、再度医師の判断により「要医療」とする。
- ※ 「正常高値」の場合の指導区分の決定に当たっては、総コレステロール値等を参考として総合的に判断する。
- ※ 「至適血圧」および「正常血圧」は、「異常認めず」とする。
- ※ 「異常認めず」「要指導」および「要医療」の区分は、健診に携わる医師の判断によって行うものであり、上記は区分決定の際の目安である。

○脂肪（総コレステロール値、HDLコレステロール値、中性脂肪値）（表2）

検査結果	指導区分	異常認めず	要指導		要医療
			(a)	(b)	
総コレステロール値 (mg/dl)	50歳以上の女性 は（）内の数値を適用	150~199 (150~219)	200~219 (220~239)	220~239 (240~259)	240~ ※ (260~)
			~149		
HDLコレステロール値 (mg/dl)		40~	35~39	~34	~34 ※
中性脂肪（トリグリセライド）値 (mg/dl)		~149	150~299		300~ ※

※必ずしも薬物による治療（の開始）を意味しない。

○その他（表3）

指導区分		異常認めず	要指導	要医療
検査結果				
心電図		正常	軽度異常	異常
眼底検査	Keith-Wagener 分類	0、I	II	III、IV
	Scheie 分類	H ₀ または H ₁ 度 and/or または S ₁ 度	H ₂ 度 and/or S ₂ 度	H ₃ 度 and/or S ₃ 度以上
尿蛋白 1)		－、±	＋～	
肥満度 2)		普通	やせぎみ、やせすぎ ふとりぎみ、ふとりすぎ	
理学的所見など		特記すべきものなし		<ul style="list-style-type: none"> ・ 脳卒中によると考えられる運動障害など ・ 心筋梗塞、狭心症、心不全によると考えられる胸部症状など ・ 器質的な異常に基づくと考えられる心雑音、浮腫などがある
既往歴		特記すべきものなし	脳卒中、心筋梗塞、狭心症、心不全、高血圧などの循環器疾患	

- 1) 必要に応じ、再検査を行った上「要指導」および「要医療」に区分する。
- 2) 厚生労働省「肥満とやせの判定表・図」による。他の基準を用いるときは、これに準じて判定する。

1. 「異常認めず」「要指導」および「要医療」の区分は、健診に携わる医師の判断によって行うが、本基準は区分決定の際の目安を定めたものである。
2. 表2および表3の指導区分の決定にあたっては、
 - ・検査結果のいずれかが「要医療」に該当する場合は、指導区分は「要医療」とする。
 - ・検査結果のうち「要医療」に該当するものがなく、いずれかが「要指導」に該当する場合は、指導区分は「要指導」とする。ただし、「要指導」に該当する検査結果が複数ある場合には、医師の判断により指導区分を「要医療」とすることができる。
3. 総コレステロール値、HDLコレステロール値については「要指導」をさらに(a)(b)の2区分に分ける。(b)に該当する場合には、より厳格な指導が望まれる。ただし、
 - ① (b)に該当し、「要指導」と区分された者であっても、指導により検査値や所見の改善がみられない場合には、再度医師の判断により「要医療」と区分する。
 - ② 高血圧値、最低血圧値の少なくとも一方が「正常高値」に該当し、かつ、総コレステロール、HDLコレステロールのいずれかが(a)に該当する場合、血糖、ヘモグロビンA1c、心電図検査、眼底検査のいずれかが「要指導」に該当する場合、または、常習の喫煙習慣のある場合は、より厳格な指導が望まれる。
 - ③ 最高血圧値、最低血圧値の少なくとも一方が「軽症高血圧」に該当し、かつ、総コレステロール、HDLコレステロールのいずれかが(b)に該当する場合、血糖、ヘモグロビンA1c、心電図検査、眼底検査のいずれかが「要指導」に該当する場合、または、既往歴として、脳卒中、心筋梗塞、狭心症、心不全がある場合は、指導区分は原則として「要医療」とする。
 - ④ 総コレステロール値が(b)に該当し、かつ、心電図検査または眼底検査の結果のいずれかが「要指導」に該当する場合は、指導区分は原則として「要医療」とする。
 - ⑤ HDLコレステロール値が(b)に該当し、かつ、心電図検査または眼底検査のいずれかが「要指導」に該当する場合は、指導区分は原則として「要医療」とする。また、肥満度がふとりすぎ、またはふとりぎみにより「要指導」に該当する場合、既往歴として、脳卒中、心筋梗塞、狭心症などの循環器疾患がある場合、常習の喫煙習慣のある場合も、指導区分は原則として「要医療」とする。
 - ⑥ 総コレステロール値が低い場合には適切な食事療法を行う。食生活上の問題点が見出しにくい、食事療法による改善の認めにくい場合には「要医療」とし、精密検査を行う。
4. 現在、循環器疾患で受療中(検査または治療中)のものは、この基準による指導区分の如何にかかわらず、原則として「要医療」とする。
5. 心電図所見で、異常所見として軸偏位またはR波増高のみがみられ、ほかに要医療の欄に該当する項目がなければ、「要指導」ととどめるのが望ましい。
6. 参考文献：①「高血圧・動脈硬化性疾患の重症度判定基準」(日本循環器管理研究協議会)、②「保健事業の推進方策について—公衆衛生審議会答申、専門委員会報告」(厚生省公衆衛生局老人保健課編、昭和58年12月)③「高血圧治療ガイドライン2000年版」(日本高血圧学会高血圧治療ガイドライン作成委員会)

老人保健法による健康診査マニュアル―抜粋―

循環器疾患判定基準

検査結果	指導区分	異常認めず	要指導		要医療
			(a)	(b)	
最大血圧 (mmHg)		~139	140~159	160~179	180~
最小血圧 (mmHg)		~89	90~94	95~99	100~
総コレステロール値 (mg/dl)		150~199 (150~219)	200~219 (220~239)	220~239 (240~259)	240~ ※ (260~)
50歳以上の女性は() 内の数値を適用			~149		
HDL コレステロール値 (mg/dl)		40~	35~39	~34	~34 ※
中性脂肪(トリグリセリ ド)値 (mg/dl)		~149	150~299		300~ ※
心電図		正常	軽度異常		異常
眼底 検査	Keith-Wagener 分類	0、I	II		III、IV
	Scheie 分類	H ₀ またはH ₁ 度 and/or または S ₁ 度	H ₂ 度 and/or S ₂ 度		H ₃ 度 and/or S ₃ 度以上
尿蛋白 1)		一、±	+~		
肥満度 2)		普通	やせぎみ、やせすぎ		
			ふとりぎみ、ふとりすぎ		
理学的所見など		特記すべきものな し			・脳卒中によると考えられる運動 障害など ・心筋梗塞、狭心症、心不全によ ると考えられる胸部症状など ・器質的な異常に基づくと考えら れる心雑音、浮腫などがある
既往歴		特記すべきものな し	脳卒中、心筋梗塞、狭心症、心不全、高血圧などの循環器疾患		

- 1) 要に応じ、再検査を行った上「要指導」および「要医療」に区分する。
- 2) 厚生労働省「肥満とやせの判定表・図」による。他の基準を用いるときは、これに準じて判定する。
- 3) 必ずしも薬物による治療(の開始)を意味しない。

1. 「異常認めず」、「要指導」および「要医療」の区分は、検診に携わる医師の判断によって行うが、本基準は区分決定の際の目安を定めたものである。
2. 指導区分の決定にあたっては、
 - ・検査結果のいずれかが「要医療」に該当する場合は、指導区分は「要医療」とする。
 - ・検査結果のうち「要医療」に該当するものがなく、いずれかが「要指導」に該当する場合は、指導区分は「要指導」とする。ただし、「要指導」に該当する検査結果が複数ある場合には、医師の判断により指導区分を「要医療」とすることができる。
3. 血圧値、総コレステロール値、HDL コレステロール値については「要指導」をさらに (a) (b) の2区分に分ける。(b) に該当する場合には、より厳格な指導が望まれる。ただし、
 - ② (b) に該当し、「要指導」と区分された者であっても、指導により検査値や所見の改善がみられない場合には、再度医師の判断により「要医療」と区分する。
 - ③最大血圧値、最小血圧値の少なくともいずれか一方が「b」に該当し、かつ、総コレステロール値、心電図検査または眼底検査の結果のいずれかが「要指導」の欄に該当する場合は、指導区分は原則として「要医療」とする。
 - ④総コレステロール値が (b) に該当し、かつ、最大血圧値、最小血圧値、心電図検査または眼底検査の結果のいずれかが「要指導」の欄に該当する場合は、指導区分は原則として「要医療」とする。
 - ⑤HDL コレステロール値が (b) に該当し、かつ、最大血圧値、最小血圧値、心電図検査または眼底検査の結果のいずれかが「要指導」の欄に該当する場合は、指導区分は原則として「要医療」とする。また、肥満度がふとりすぎ、またはふとりぎみにより「要指導」に該当する場合、既往歴として、脳卒中、心筋梗塞、狭心症などの循環器疾患がある場合、常習の喫煙習慣のある場合も、指導区分は原則として「要医療」とする。
 - ⑥総コレステロール値が低い場合には適切な食事療法を行う。食生活上の問題点が見出しにくい、食事療法による改善の認めにくい場合には「要医療」とし、精密検査を行う。
4. 現在、循環器疾患で受療中（検査または治療中）のものは、この基準による指導区分の如何にかかわらず、原則として「要医療」とする。
5. 心電図所見で、異常所見として軸偏位または R 波増高のみがみられ、ほかに要医療の欄に該当する項目がなければ、「要指導」ととどめるのが望ましい。
6. 参考文献：①「高血圧・動脈硬化性疾患の重症度判定基準」（日本循環器管理研究協議会）、②「保健事業の推進方策について—公衆衛生審議会答申、専門委員会報告」（厚生省公衆衛生局老人保健課編、昭和 58 年 12 月）

高血圧分類について

高血圧分類 (WHO1962)

	収縮期圧 (mmHg)		拡張期圧 (mmHg)
正常血圧	<140	かつ	<90
境界域高血圧	140~159	かつ/または	90~94
高血圧	160~	かつ/または	95~

高血圧分類 (WHO/ISH1993)

	収縮期圧 (mmHg)		拡張期圧 (mmHg)
正常血圧	<140	かつ	<90
軽症高血圧	140~180	かつ/または	90~105
境界域高血圧	140~160	かつ/または	90~95
中等症・重症高血圧	≥180	かつ/または	≥105
収縮期高血圧	≥160	かつ	<90
境界域高血圧	140~160	かつ	<90

高血圧分類 (WHO/ISH1999)

	収縮期圧 (mmHg)		拡張期圧 (mmHg)
至適血圧	<120	かつ	<80
正常血圧	<130	かつ	<85
正常高値血圧	130~139	または	85~89
軽症高血圧	140~159	または	90~99
境界域高血圧	140~149	または	90~95
中等症高血圧	160~179	または	100~109
重症高血圧	≥180	または	≥110
収縮期高血圧	≥140	かつ	<90
境界域高血圧	140~149	かつ	<90

糖尿病について

糖尿病検査の判定区分の変更

	変更前	変更後	変更点
(1) 必須検査	・問診, 尿糖検査および血糖検査	・問診, 尿糖検査および血糖検査	なし
(2) 選択検査	・ヘモグロビン(Hb)A1c ・随時血糖検査を実施する場合であって, 次の基準に該当する者 ア. 糖尿病の自覚症状, 既往歴または家族歴を有する者 イ. 肥満の認められる者 ウ. 尿糖陽性の者 エ. 空腹時血糖値 (血糖) $110 \leq < 140$ mg/dl オ. 随時血糖値 (全血) $95 \leq < 120$ mg/dl カ. 随時血糖値 (血糖) $140 \leq < 200$ mg/dl キ. 随時血糖値 (全血) $120 \leq < 180$ mg/dl	・ヘモグロビン(Hb)A1c ・随時血糖検査を実施する場合であって, 次の基準に該当する者 ア. 糖尿病の自覚症状, 既往歴または家族歴を有する者 イ. 肥満の認められる者 ウ. 尿糖陽性の者 エ. 空腹時血糖値 (血糖) $110 \leq < 126$ mg/dl オ. 随時血糖値 (血糖) $140 \leq < 200$ mg/dl	なし なし (1) エの空腹時血糖値の上限を126mg/dl未満に変更した。 (2) 血糖の測定はほとんど全てが血糖検体を対象としているので, 全値の基準を削除した。
(3) 選択基準	日本糖尿病学会の診断基準 (1982年) 75 g OGTT (静脈血糖値, mg/dl) 糖尿病型 空腹時値 ≥ 140 2 時間値 ≥ 200 正常型 空腹時値 < 110 1 時間値 < 160 2 時間値 < 120 境界型 糖尿病型にも正常型にも属さないもの	日本糖尿病学会の診断基準 (1999年) 正常域 空腹時値 < 110 mg/dl 75 g OGTT2時間値 < 140 mg/dl 糖尿病域 ≥ 126 mg/dl ≥ 200 mg/dl 両者をみたまのものを正常型とする いずれかをみたまのものを糖尿病型とする 正常型にも糖尿病型にも属さないものを境界型とする	診断基準の変更があった。
(4) 判定方法	やむをえず血糖検査 (mg/dl) を行う場合 空腹時 随時 異常を認めず < 110 < 140 ≥ 110 ≥ 140 要指導 < 140 < 200 要医療 ≥ 140 ≥ 200	75 g OGTTの判定 正常型にも糖尿病型にも属さないものを境界型とする	
(5) 判定の経過	空腹時血糖検査を実施する場合 空腹時血糖値 (mg/dl) < 110 $110 \leq < 140$ ≥ 140 HbA1c検査値 (%) < 5.6 $5.6 \leq < 6.0$ ≥ 6.0	空腹時血糖検査を実施する場合 空腹時血糖値 (mg/dl) < 110 $110 \leq < 126$ ≥ 126 HbA1c検査値 (%) < 5.5 $5.5 \leq < 6.1$ ≥ 6.1	(1) 空腹時血糖検査を実施する場合は血糖値とHbA1cの判定基準を変更した。 (2) 随時血糖検査を実施する場合はHbA1cの判定基準を変更した。
	随時血糖検査を実施する場合 随時血糖値 (mg/dl) < 140 $140 \leq < 200$ ≥ 200 HbA1c検査値 (%) < 5.6 $5.6 \leq < 6.0$ ≥ 6.0	随時血糖検査を実施する場合 随時血糖値 (mg/dl) < 140 $140 \leq < 200$ ≥ 200 HbA1c検査値 (%) < 5.5 $5.5 \leq < 6.1$ ≥ 6.1	
	異常認めず 要指導 要医療	異常認めず 要指導 要医療	